

市役所通り周辺の屋外空間（民地内）を活用した、来街者の更なる誘致や ニューノーマルの普及促進に繋がる屋外空間整備を行う事業者を募集します！

○川崎駅周辺の既存の民間建築物や空地等において、社会変容や屋外空間ニーズの高まりなどを踏まえ、来街者の誘引や屋外空間での新たな交流の場の創出に向け、屋外での継続的な活動と長時間の滞留を支える高質な屋外交流空間づくりを目的とした屋外空間整備を行う法人事業者又は個人事業者を募集します。

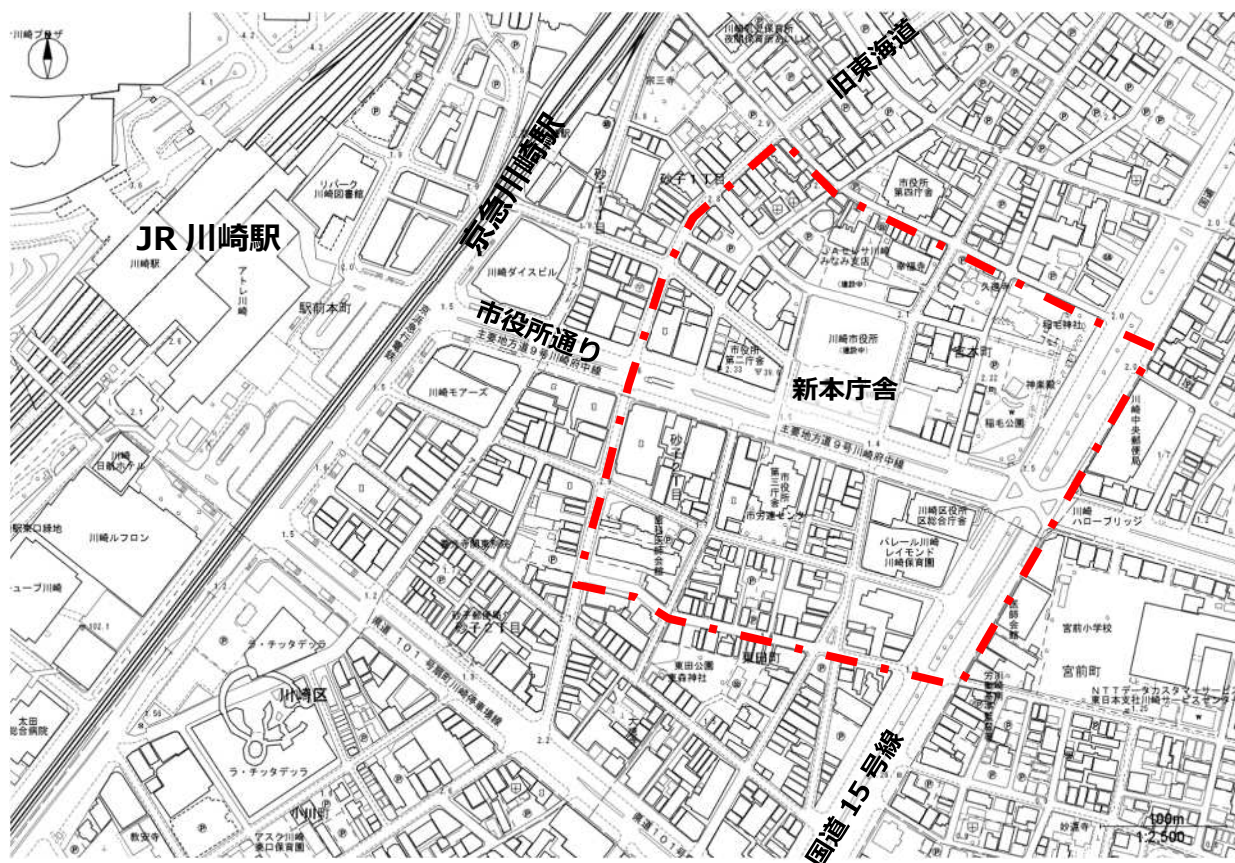
○本対象事業に選定された事業者に対し、設計、改修工事等に係る経費の一部に補助金を交付いたします。

1 募集の概要

(1)補助対象の事業

次の全てに該当する建築物（建築物又は建築物の部分によって覆われている屋外空間と接する空間に限る）、工作物や空地等の全部、又は一部の整備を行う事業

① 対象区域に所在していること



--- : 対象区域

- ② 屋外空間整備を行うことにより、地域の魅力が発信され、外国人観光客等の来街者の誘引や屋外空間での新たな交流の場の創出など、まちの新たな魅力・活力の創出、地域経済の回復の加速化及びニューノーマル等の普及促進を図るものであること
- ③ 政治活動、宗教活動を目的としないこと

(2)補助対象経費

- 設計、改修工事、環境整備工事、資機材購入及び塗装（アート性の高いものに限る）に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）に対して、1千万円を上限として、市の予算の範囲内で補助いたします。
- 補助金の交付にあたっては、申請のあった提案に対し、「①ニューノーマルの普及促進への寄与」、「②まちの賑わい創出・地域コミュニティの活性化」、「③事業実現性・事業継続性」、「④地域経済への寄与」、「⑤その他川崎市における施策との連携」の5つの視点に基づく審査があります。

(3)募集期間等

- 本事業は、令和6年3月15日までに完了する事業が対象となります。
- 本制度は、令和5年度のみの時限的な制度となります。

2 その他（留意事項等）

- 市内業者の育成及び市内経済の活性化の観点から、設計・工事等においては、市内中小企業の採用に努めてください。
- この募集に必要な書類の作成費用は、応募者の負担となります。
- 申請にあたっては、事前に要件等を確認するため、下記「問合せ先」まで、ご連絡ください。
- その他条件等については、「川崎駅周辺ニューノーマル普及促進事業補助金交付要綱」をご確認ください。（市HP参照）

<問合せ先>

川崎市まちづくり局拠点整備推進室 五十嵐、柏原

電話 044-200-0483

E-mail 50kyoten@city.kawasaki.jp

申請方法等詳細は、川崎市HPをご確認ください →

